

修学資金貸与制度

西脇市立西脇病院では、将来当院で看護職員として勤務する意思をお持ちの方を対象とした修学資金貸与制度を設けています。現在、看護師等を養成する大学、短大又は専門学校に在学中の方に、修学資金を貸与します。 ※条件により返還免除の規定があります。

申請期間

令和8年4月1日(水)～5月8日(金)

※上記申請期間以降に申請をご希望の場合は、問合せ先までご相談ください。

募集人数 5名程度

貸与資格 (下記の1～3を満たす方。)

1. 助産師、看護師を養成する大学、短大又は専門学校に在学中の方
2. 大学、短大又は専門学校を卒業後、市立西脇病院において修学資金貸与を受けた期間以上、看護業務に従事する意思をお持ちの方
3. 他病院等から同種の修学資金を借り受けていない方
※播磨看護専門学校の学生は学校独自の修学資金制度がありますので対象となりません。

貸与金額及び期間

種別	貸与月額
助産師/看護師	50,000円
期間	大学、短大又は専門学校の正規の修業期間中貸与します。

修学資金の返還免除

大学、短大又は専門学校を卒業後、当院において修学資金貸与を受けた期間以上、看護業務に従事した場合、貸与額全額の返還を免除します。

修学資金の返還

修学資金の貸与を受けた方が次に掲げる事項に該当した場合は、それまでに貸与した修学資金を返還していただきます。

1. 養成施設を退学した等の理由により、途中で貸与を中止したとき
2. 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得しなかったとき
3. 業務従事期間中に業務外の理由により死亡したとき
4. 市立西脇病院において、看護業務に従事しなくなったとき

選考試験

令和8年5月下旬に面接による選考を実施します。

問合せ 西脇市立西脇病院 病院総務課 総務担当
申込先 〒677-0043 西脇市下戸田652番地の1
TEL：0795-22-0111 (内線366) FAX：0795-23-0699
E-Mail：byoin@hospital.city.nishiwaki.lg.jp